

まちづくり・つながり

西東京市社会福祉協議会の協力員制度に関する意義と課題

—東村山社会福祉協議会との比較での考察—

日本社会事業大学
院前期 2004 年卒 三輪 秀民

I はじめに

1 研究の視点

平成 13 年 1 月に田無市と保谷市が合併して成立した西東京市は合併して 12 年が経過した。同時期に合併してスタートした西東京市社会福祉協議会（以下「西東京市社協」という）では、現在、会員の増強および会費の徴収を主な目的とする「協力員制度」がある。会費を含む自主財源の確保は、わが国の社会福祉協議会（以下「社協」という）の共通の課題であるといっても過言ではない。西東京市社協の協力員は社協運営に大きな貢献を果たしているものの、会員数および会費の総額は年々減少気味である。

筆者は、平成 21 年 4 月 2 日から西東京市社協の評議員になっているが、平成 21 年 5 月 27 日付村田利夫会長信で「理事および評議員は知り合いの方に声掛けをして、会員増強に力添えをして欲しい」と依頼されたこともあり、以来、協力員を務めている。しかしながら、筆者の経験や社協役員・協力員の話などから新規に社協の会員になっていただくことは容易なことではなく、苦戦しているのが現状である。

その背景としては、西東京市では、①自治会や民生委員がいない空白地域の存在②マンション・戸建て住宅の新築ラッシュなどによる新住民の増大③会員であった旧住民の世代交代による会員の自然減、などが考えられる。因みに、平成 25 年 4 月 1 日現在、民生委員 151 名中 23 名が欠員と

なっている。

一方、筆者が会員となっている東村山市の東村山市社会福祉協議会（以下「東村山市社協」という）では「福祉協力員制度」があり、会費の徴収など同様な役割を担っているが、西東京市社協の「協力員制度」とはその規模や位置づけに大きな違いがある。

本報告では、両社協の制度の違いなどから見えてくる西東京市社協の「協力員制度」の意義や課題について考察する。

2 研究の方法

西東京市役所の職員、両社協の職員、西東京市社協協力員、東村山市社協福祉協力員などの関係者へのヒアリング、両市・両社協の文献、インターネット情報などを通じて研究を行なった。

II 研究結果の要旨

1 研究対象の基本情報

(1) 西東京市と東村山市の主な指標（平成 25 年 4 月 1 日現在）

表 1 西東京市と東村山市の主な指標

項目	西東京市(社協)	東村山市(社協)
人口	197,447 人	152,468 人
世帯数	91,371 世帯	70,162 世帯
高齢者人口	42,787 人	33,618 人
高齢化率	21.7%	22.0%
社協会員数	4,718 件(人) (24 年度)	7,267 件(人) (24 年度)
社協会費総額	383 万円 (24 年度)	696 万円 (24 年度)
社協(福祉)協力員数	145 人 (24 年度)	610 人 (24 年度)

(2) 用語の定義

① 協力員：「協力員規則」では、協力員の定義はなされていないが、第 2 条（協力員の構成）第 1 項で、「地域福祉に熱意ある市民のうちから会長が委嘱する」とある。145 名いる協力員の約半数が民生委員であり、残りが一般会員である。

協力員の任期は2年である。

② 評議員： 社会福祉法人である社会福祉協議会はその必置が義務づけられている。定款第16条（評議員の資格等）第1項で、「評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する」とある。評議員会は40名の評議員で構成され、評議員の任期は2年である。

③ 民生委員： 民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する公的なボランティアであり、任期は3年である。平成25年12月に改選される。

2 西東京市社協の会員数・会費の推移（最近5年間）

表2 会員数・会費の推移

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
会員数 (件)	5,033	4,782	4,922	4,960	4,718
会費 (千円)	3,998	3,924	3,939	3,996	3,829

Ⅲ 考察

1 社協における会費と会員の位置づけ

西東京市社協の平成24年度の会費は約380万円（前年度比17万円減）であり、事業活動収入の0.9%に過ぎない（表2参照）。この金額自体は職員1名の年収にも及ばないと推測される。しかし、会員は社協を支える強固な基盤となるべきものであり、そのため会員増強は必要不可欠であるといえよう。本件に関して社会福祉フォーラム2013での助言者である村田文世准教授は、「全社協によると会費・寄付の占める割合はそれぞれ2%程度であり、社協は社会的評価に向けて地域への還元について見える形で新たな仕掛けをする必要があるのではないか」と指摘された。

会員の増強は長年の懸案事項であり、例えば、平成19年3月に作成された「マスタープラン～改革への指針～」において、改革5本柱のうち、第3の柱で「会員会費・募金・寄付金の強化」が謳われている。総論では分かっているが、会員お

よび会費は減少し続けているのが現実である。

会員を開拓するための戦略や戦術が必ずしも確立されていないのではないかと考えられる。例えば、私の場合、「知り合いに声をかけて欲しい」ということであつたので、私が以前通っていた近所の陶芸教室のメンバーのお願いして入会していただいた。私が協力員を辞めてしまったら、集金対象者の会員も辞めてしまうのではないかと懸念される。

したがって、できる限り個人ベースは避け、セグメンテーションの設定を行った上で、システムティックに集金できる方法などを含め総合的な戦略の立案を検討すべきではないかと考える。

2 会費の集金方法について

会費の集金業務は本来、社協自身が行うべきものであろう。職員が集金することに関しては、「個人会員の会費は1口年500円であり、それを職員が直接集金するという事は『経費対効率』の視点からいかにも非効率である」という声が社協関係者からも聞かれる。しかし、そうかもしれないが、「これでは体が引けている」といわざるをえない。見方を変えれば、職員が集金することは、「社協を市民に知ってもらう機会になる」、あるいは、「市民とのつながりをもつ機会になる」というように前向きに捉えることが必要ではないだろうか。

現在の集金システムとして機能しているのが「協力員制度」であり、「会費の集金は協力員、協力員を管理するのが社協」という二重構造となっている。もっともこの体制で万全であるという訳でもなく、「協力員不在地域」には37名の職員が集金業務を行っている。

3 民生委員と協力員の関係

民生委員は社協の成立以前から存在していたものであり、社協の成立以降も深く関わっている。実際、社協の理事会・評議員会・各種委員会（地域福祉活動計画策定委員会など）などでは一定数の民生委員がそれぞれのメンバーに就任している。

一方、民生委員は厚生労働大臣から委嘱された

公的なボランティアであり、民生委員法などの各種法律でもその職務が規定されているなどその職務は極めて多忙であるとされている。そのこともあってか、一部の民生委員から協力員の業務を辞退したいという声もあったという。

筆者が平成 25 年 5 月 1 日に西東京市社協が主催した「協力員説明会」(約 40 名出席)で、ワークショップを実施する前に 30 分程度プレゼンテーションをする機会があったので、その冒頭で簡単なアンケートを試みた。「協力員就任の打診があり皆様は引受けられたが、本音はどうなんですか?①積極的にやりたい②従来の経緯からやむを得ず引受けしている③辞退したい、という 3 つの選択肢から選んでください」というもので、出席者の前で手をあげるのは気が引けるアンケートでもあったが、結果は、「① 1 名②多数③ 0 名」であった。匿名のアンケートであれば、③もかなりあったのではないかと推測される。

4 協力員の数の絶対的不足

会員数は現在、約 4700 件(名)(賛助・団体・特別賛助会員を含む)であるが、これを 145 名の協力員で集金している。現実には、会員から集金することが精一杯であり、新規に会員を獲得することには手が回らないというのが正直なところであろう。

新規の集金方法として振り込みによる入金も実施されているが、この方式は社協にとって大事にすべき「目に見える関係」に欠けるというデメリットもあるといえよう。

IV 今後の課題

1 社協における会費の位置づけ

自主財源の確保ということでは、数十年來の社協の課題でもある。自主財源には会費ばかりではなく寄付金や事業収入などがあるが、これらいくら積み上げても職員の人件費をカバーすることは到底できない。

一般論として会員には義務と権利がある。義務としては「会費納入」がある。「権利」としては、一般的には、総会へ参加し意見を述べる機会があ

るなどことなどがあげられるが、社協には總會そのものがない。では、社協における会員の権利とは何か?会員でなければ受けられないサービスなどのはっきりしたものはない。したがって、会費とはいうものの、「寄付金的色彩」が極めて強いといえよう。そうであれば、社協の基盤強化を図る象徴的な費目として捉え、寄付金的色彩が強い費目として定着させることも一つの方法ではないかと考える。

2 会員増強への戦略づくり

「会員確保や会費集金は協力員にやらせておけばよい」という考えはないと思うが、会員の増強という目標は社協全体で取り組むべき課題である。一部の職員や協力員に任せておけばよいというものではないであろう。

そこで、この古くて新しい課題は、戦略的に取り組む必要があると考える。考察の第 1 項でも触れたが、総合的な戦略を立案すること、特に新規会員の確保に当たっては、社協職員と協力員の連携強化が必要になると考える。

3 協力員としての民生委員の位置づけ

民生委員は担当地域を持っており、民生委員である協力員の業務は代々引き継がれているので民生委員が配置されている地域については比較的問題が少ないといえる。ただし、その地域で会員の新規開拓が組織的に展開されているかについては疑問がないわけではない。

そこで考えられるのは、地域とかその他のセグメンテーションを明確にして、民生委員と民生委員以外の協力員および社協職員がチームを組んで会員確保に向けて取り組むことで新規会員確保に繋げることを提案したい。特に、新築マンションなどや自治会のない地域に対しては、上述のチームで取り組むことが肝要である。

地域福祉を支える民生委員制度を考えるとときに、民生委員が配置されていない空白地域があることは大きな問題である。西東京市(役所)の所管部局に、民生委員の空白地域をなくすように社協も協働することなども必要になってくるのではないかと考える。

会員の新規開拓には、「民生委員の信用力」に注目する必要があると考える。昨今、「母さん助けて詐欺（振り込め詐欺）」や「押し買い詐欺」（貴金属などを無理やりただ同然で買い取る詐欺）など社会的環境の悪化もあり、協力員（民生委員でない一般会員）だけでいきなり市民を訪ねていっても、取りあってはもらえないであろう。民生委員ですら玄関を開けてくれない世帯もあるという。こうした状況では、チームアプローチが必要になってくるであろう。

4 協力員数を増加させる方策について

今後とも協力員による集金方式を主な柱とするとなると、思い切って、現在の145名から1000名規模に拡大すること（容易なことではないが）も検討に値しよう。協力員は会員でもあるので、会員増強に繋がるという思惑もある。

一方、たとえ社協のためとはいえ他人に頭を下げてお金をいただくということは率直にいうて楽しいことではない。協力員が、「やってよかった」とか「楽しかった」と思わせるような工夫が社協には必要であろう。

そこで参考になるのが、東村山市社協の「福祉協力員制度」である。13町（例えば、恩多町）ごとに「福祉協力員会」があり、グループ活動を展開している。その一環として会費の集金が組み込まれている。それぞれの活動に対しては社協から助成金がでている。筆者が4人の福祉協力員からヒアリングしたところ、①地区社協の活動の一環としてやっている、②10～20年程度務めている、③担当する会員の数は10～60名と幅がある、④自身が地域活動に参加している、⑤「会員を獲得せよ」と無理にはいわれていない、⑥交流行事・定例活動・個別支援活動を通じて必要なニーズと資源を結びつけている、というようなことであった。

このことから、筆者は、先ず、協力員が市民との間で地域福祉活動を通じて信頼関係を築き、よければ会員になっていただくという順になるのではないかと考える。

西東京市社協においては、「ふれあいのまちづ

くり事業（ふれまち事業）」で20の小学校区ごとに活動が展開している。会員増強を担う「協力員制度（総務課所管）」と「ふれまち事業（地域福祉課所管）」との一層の連携強化が必要であると考えられる。

V おわりに

多忙な中を筆者のヒアリングに対応していただいた西東京市役所職員、社協関係者、協力員・福祉協力員に、厚くお礼を申し上げます。

<参考文献>

- 1 「月間福祉」May2013：丸木敦「住民の力で地域問題の解決を」／上野谷加代子・勝部麗子「上野谷加代子が行く豊中市社会福祉協議会の活動」
- 2 「民児協だより（平成22年度活動報告）」（西東京市民生委員児童委員協議会・平成23年発行）
- 3 「西東京市社会福祉協議会マスタープラン～改革への指針～」（経営委員会、平成19年3月）